

発達に心配のある・障がいのある子どものために

発達障害児支援事業

発達がちょっと気になる子どものすくすく発達相談・
子ども発達すこやか相談にきてみませんか。

どんな事業？

子どもの発達や行動面で気になるお母さんに心理士が相談をお受けします。必要に応じて発達検査を行ない、対応の仕方などの助言や療育をお勧めするなど、お子様のすこやかな育ちを支援します。



どんな人が対象となるの？

言葉がゆっくり、吃音がある、落ち着きがない、言うことを聞かない等、発達や行動面で気になることがある子どもの保護者が対象です。

事業の内容

すくすく発達相談

公認心理師による個別相談

(1時間～1時間半：予約制)

集団参加しにくい、言葉の発達がゆっくり、言うことを聞かない等発達に課題のある子どもの相談をお受けします。就学に向けての準備や療育も行います。

【実施日】毎月第1火曜日

【場 所】ふくさきっこステーション（保健センター）

【利用方法】

随時受け付けています。お子様の状況や保護者の希望により利用時期や回数を決めていきます。

【必要な物】母子健康手帳



子ども発達すこやか相談

臨床心理士による発達検査

幼児期：新版K式発達検査2001



運動面・認知適応面（見て理解する力）・言語社会面（聞いて理解する力）について、発達年齢をみたり得手不得手を把握し、子どもの発達の理解を促し、支援の参考にします。療育の必要性や対応方法の助言も行います。

小中学生：WISC-IV（知能検査）

言語理解・知覚推理・ワーキングメモリー（記憶容量）・処理速度（作業速度）について、現時点の力を点数化し、学習や問題行動の解決に向けて支援の参考にします。

【実施日】毎月第1水曜日・第3金曜日

【場 所】ふくさきっこステーション（保健センター）

【利用方法】

随時受け付けています。お子様の状況や保護者の希望により利用時期や回数を決めていきます。

【必要な物】母子健康手帳

ポイント！



言葉の遅れや行動面の心配などの相談をお受けし、お子様の発達状況を確認したり、園や学校での集団生活を楽しく過ごせるようサポートしていきます。必要であれば専門の相談機関や療育を紹介します。

利用に関するお問い合わせ先

ふくさきっこステーション（保健センター） ☎ 0790-22-0560（内線 361・363）



発達に心配のある・障がいのある子どものために

福崎町基幹相談支援センターってな～に？

学校に行きにくいお子さまの方の居場所づくりとして
「てくてく」を定期的開催しています。



福崎町基幹相談支援センターとは？

主に、大人の障がいのある方の総合的な相談業務を行っています。
児童の方の場合は、ふくさきっこステーション（保健センター）



やケアステーションかんざきなどの専門機関
をご紹介させていただいたり、連携しながら
ご相談を受けています。

また、学校に行きにくい方などの居場所づ
くりとして「てくてく」を定期的開催し
ています。



相談の対象となる人は？

障がいに関することでお困りの方
および そのご家族の方など



どこにあるの？

福祉課内にあります。

2名体制で相談業務を行っています。

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、公認心理士
相談支援専門員、社会福祉主事の資格をもってますよ。

内 容

- 児童に関する相談は、ふくさきっこステーション（保健センタ
ー）やケアステーションかんざきなどをご紹介します。

ケアステーションかんざき

〒679-2414 神崎郡神河町栗賀町385
TEL 0790-32-1910
FAX 0790-32-1962

ケアステーションかんざきは、「小児療育の拠点施設」
として平成12年に設置されました。神崎郡（福崎町・市
川町・神河町）の共同運営により、地域の保健・医療・福
祉関係者とのつながりを大切に活動を行っています。

- 学校卒業後や、就職後などに利用できる福祉サービスのご案内
をします。
- どのような相談でも受け付けています。相談の内容によっては、
他の専門機関をご紹介させていただくこともあります。

主な取り組み

居場所づくり「てくてく」の実施

ふくさきっこステーション（保健センター）
と連携し、学校に行きにくい方などの居場所づ
くりの取り組みを行っています。

「てくてく」の開催情報は、ふくさきっこス
テーション（保健センター）から個別に案内を
行っています。

興味のある方は、ふくさきっこステーション
（保健センター）・基幹相談支援センターにお電
話ください。



芋の苗植えの様子



夏祭りの様子



動物とのふれあいの様子



発達に心配のある・障がいのある子どものために

身体障害者手帳の交付について



どんな手帳？



身体障害者手帳は、一定の身体障がいの状態にあることを証明するもので、本人または保護者の申請によって身体障害者更生相談所の判定に基づき交付されます。

ただし、身体障害者手帳は、その障がい が永続することを前提とした制度ですので、障がいの原因となる疾病を発病して間もない時期や乳幼児期等については、認定の対象とならないことがあります。



どんな人が対象となるの？

- ◎ 視覚
- ◎ 聴覚、平衡・音声・言語機能又はそしゃく
- ◎ 肢体不自由
- ◎ 心臓
- ◎ じん臓
- ◎ 呼吸器
- ◎ ぼうこう又は直腸
- ◎ 肝臓
- ◎ 小腸
- ◎ 免疫機能



のいずれかの機能に障がいをお持ちの方。

「身体障害者障害程度等級表」において、障がいの種類別に1～6級の等級までの手帳が交付されます。

申請窓口

福祉課の窓口でご相談ください。
手続きに必要なもの等、ご案内いたします。

手帳の更新について

手帳の交付後、障がいの程度が変更になった場合や再認定の必要がある場合は、指定医師の診断書と共に手続きを行っていただく必要があります。

詳細については福祉課窓口でご案内します。

手続きに必要なもの（新規申請の場合）

- 身体障害者手帳交付申請書※
 - 身体障害者診断書・意見書※
 - 顔写真（縦4cm×横3cm）1枚
 - 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの
 - 心身障害者手帳交付等申請用診断書料助成金交付申請書
 - 診断書を作成した際の領収書の原本
- ※交付申請書等は福祉課でお渡しします。
（ホームページでも入手できます。）

申請から交付までの流れ

- ① 申請に必要なものをご準備いただき、福祉課までお越しください。
- ② 判定機関で障がい程度の判定を行い、認定されれば手帳が交付されます。手帳の交付まで、最大2ヶ月間程度かかることもあります。
- ③ 手帳が福祉課へ届きます。
- ④ ご自宅へ手帳交付案内を郵送しますので、福祉課までお越しください。手帳のお渡し及び受けられる福祉サービス等についてご説明いたします。



ポイント！



- 身体障害者手帳の申請は、主治医や指定医（※）と事前にご相談のうえ手続きを進めてください
- ※指定医 … 手帳の申請に必要な診断書を書くことのできる医師

<この手帳を持つことで利用できる主な制度>

- ・ NHK放送受信料の減免（世帯全員の所得制限あり）
- ・ 公共交通機関の割引
- ・ 福崎町巡回バスサルビア号等の割引
- ・ 住民税、所得税における所得控除の適用
- ・ 軽自動車税種別割等の減免の適用 など
- ・ 公共施設入場料の割引
- ◎ 博物館・映画館・遊園地・釣り場・駐車場など、手帳の提示でお得に利用できる施設がたくさんあります！

申請に関するお問い合わせ先

福祉課（役場1F緑の看板が目印）町民福祉係 ☎ 0790-22-0560（内線：365・353）

発達に心配のある・障がいのある子どものために

精神障害者保健福祉手帳の交付について



どんな手帳？



精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、この手帳により福祉のサービスが受けやすくなり、精神障がい者の自立と社会参加を促進するための手助けとなります。



申請すると？

本人または保護者の申請によって兵庫県精神保健福祉センターが判定を行い、その結果に基づき精神障害者保健福祉手帳が交付されます。等級の重い順に1級から3級までの手帳が交付されます。

手続きに必要なもの（新規申請の場合）

手帳の申請には①診断書を添付して申請する場合と、②障害年金を受給している方は年金証書の写しと年金の振込通知書を添付することによって申請する場合の、2通りの申請方法があります。

① 診断書による申請の場合

- 精神障害者保健福祉手帳交付等申請書
- 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
- 顔写真（縦4cm×横3cm）1枚
- 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの
- 心身障害者手帳交付等申請用診断書料助成金交付申請書
- 診断書を作成した際の領収書の原本

② 障害年金証書等の写しによる申請の場合

- 精神障害者保健福祉手帳交付等申請書
- 障害年金証書等の写し
- 直近に発行された年金振込通知書または支払通知書の写し
- 顔写真（縦4cm×横3cm）1枚
- 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの
- 年金事務所等照会同意書

※交付申請書は福祉課でお渡しします。
（ホームページでも入手できます。）



更新申請について

精神障害者保健福祉手帳は有効期間が2年間のため、2年に一度更新が必要です。有効期限の3ヶ月前から更新が可能になります。

更新の場合も①診断書による申請②年金証書による申請のどちらでも可能です。

手続きに必要なものは新規申請の場合と同じです。手帳に更新欄があり等級の変更申請を行わない場合は、写真は不要です。

申請から交付までの流れ

- ① 申請に必要なものをご準備いただき、福祉課までお越しください。
- ② 判定機関で障がい程度の判定を行い、認定されれば手帳が交付されます。手帳の交付まで、最大2ヶ月間程度かかることもあります。
- ③ 手帳が福祉課へ届きます。
- ④ ご自宅へ手帳交付案内を郵送しますので、福祉課までお越しください。手帳のお渡し及び受けられる福祉サービス等についてご説明いたします。



受け取り時期

手帳の新規交付や手帳の更新には、申請日から約2ヶ月を要します。更新の場合には、期限までに余裕をもって申請をしましょう。

ポイント！

- 申請には病院の初診日から6ヶ月以上経過している必要があります。また、診断書の有効期間は医師の発行から3ヶ月以内となっています。
 - 福崎町では診断書発行に要した費用を助成しています（上限3,000円）。診断書により手帳を申請される際には、助成金の申請も忘れずに！（更新申請の場合も適用されます）
- ※定期的に通院をされている場合は、自立支援医療受給者証（精神通院）の申請も主治医にご相談ください。

＜この手帳を持つことで利用できる主な制度＞

手帳の等級によって利用できる制度の程度が異なります。

- NHK放送受信料の減免（世帯全員の所得制限あり）
- 公共交通機関の割引
- 福崎町巡回バスサルビア号等の割引
- 住民税、所得税における所得控除の適用
- 軽自動車税種別割等の減免の適用

発達に心配のある・障がいのある子どものために

療育手帳の交付について



どんな手帳？



療育手帳とは、知的障がい者（児）又は知的障がいを伴わない発達障がいと診断された方に、一貫した指導・相談を行うとともに、福祉のサービスなどを受けやすくするための手帳です。本人または保護者の申請によって、姫路こども家庭センター（18歳以上の方は知的障害者更生相談所）の判定に基づき、交付されます。

療育手帳の障がい程度と判定基準

障がいの程度は次に定める基準により判定されます（抜粋）

障がい程度	精神面 (IQ)	生活面	行動面	看護面
A (重度)	IQ 0～35	基本的な日常生活に、全般的又は部分的に直接手をかける支援が必要。	興奮・拒否・自閉等の行動があり、常時注意が必要。	疾病又は障がいのため治療・看護や常時注意が必要。
B1 (中度)	IQ 36～50	基本的な日常生活が大体一人でできるが不完全で、その都度、言葉で指示が必要。	情緒・行動面に注意が必要。	疾病又は軽度障がいで、治療・看護はほぼ必要ないが注意が必要。
B2 (軽度)	IQ 51～75	基本的な日常生活が全て一人でできる。	情緒・行動面に注意を必要としない。	身体的に健康で、治療・看護の必要がない。

※兵庫県では、知的障がいを伴わないが発達障がいと診断され、かつ意思の交換及び環境への適応が困難である等により、療育又は日常生活上の支援が必要と認めた場合にも療育手帳（B2）を交付しています。

手続きに必要なもの（新規申請の場合）

手続きに必要なものは申請日の年齢によって変わります。

■18歳未満の場合

- ☐ 療育手帳交付（更新）申請書 ☐ 調査表（生育歴）
- ☐ 療育手帳について（新規の方へ）
- ☐ 医師の証明書（療育手帳申請用）
又は特別児童扶養手当用診断書の写し
※証明書・診断書の提出がない場合、医学診断が必要です。
- ☐ 顔写真（縦4cm×横3cm）1枚

■18歳以上の場合

- ☐ 療育手帳交付（更新）申請書 ☐ 同意書
- ☐ 調査表（生育歴） ☐ 新規交付申請調査書
- ☐ 医師の証明書（療育手帳申請用）
又は特別児童扶養手当用診断書の写し
※証明書・診断書の提出がない場合、医学診断が必要です。
- ☐ 顔写真（縦4cm×横3cm）1枚
※この他、18歳までに知的障がい（発達障がい）があらわれたことがわかる参考資料の提出が必要です。
※交付申請書等は福祉課でお渡しします。
（ホームページでも入手できます。）

申請窓口

福祉課の窓口でご相談ください。

手続きに必要なもの等をご案内いたします。

申請から交付までの流れ

- ① 申請に必要なものをご準備いただき、福祉課までお越しください。
- ② 判定機関から障がい程度の判定（面談）日の連絡があります。判定機関は申請日の年齢によって変わります。
 - 18歳未満の場合：兵庫県姫路こども家庭センター
 - 18歳以上の場合：兵庫県立知的障害者更生相談所
 判定（面談）日の連絡は、18歳未満の場合は直接判定機関から、18歳以上の方は福祉課から郵送でお知らせします。
※申請から判定（面談）日までは3～4ヶ月かかります。
- ③ 判定（面談）日に判定機関で面談や検査を受けます。本人及び保護者等、日常の状況がわかる方の同席が必要です。
- ④ 判定（面談）が終了後、手帳が交付され福祉課へ届きます。
- ⑤ ご自宅へ手帳交付案内を郵送しますので、福祉課までお越しください。手帳のお渡し及び障がい者（児）制度についてご説明いたします。

手帳の更新について

手帳交付の際、「次の判定日」欄に判定日の記載がある場合、更新手続きを行い、再判定を受ける必要があります。

更新手続きは、「次の判定日」の2～3ヶ月前に、福祉課から郵送でご案内いたします。

ポイント！



- 3歳未満の場合、医学的診断や行動の検査等が難しいため、申請は3歳到達を目途に行う場合が多いです。その場合、ふくさきっこステーション（保健センター）や福祉課へ一度ご相談ください。
- 特別支援学校等への入学をお考えの方は、療育手帳の取得が必要です。

<この手帳を持つことで利用できる主な制度>

手帳の等級によって利用できる制度の程度が異なります。

- ・ NHK 放送受信料の減免（世帯全員の所得制限あり）
- ・ 公共交通機関の割引・福崎町巡回バスサルビア号等の割引
- ・ 住民税、所得税における所得控除の適用
- ・ 軽自動車税種別割等の減免の適用 など
- ・ 公共施設入場料の割引

※ 博物館・映画館・遊園地・釣り場・駐車場など、手帳の提示でお得に利用できる施設がたくさんあります！

- ・ 手帳の障がい程度が（A重度）の場合、手当や助成を受けられる制度があります。

発達に心配のある・障がいのある子どものために

特別児童扶養手当



どんな制度？

一定の障がいを持つお子さんを育てているご家庭の生活を支援するための手当です。



どんな人が対象となるの？

パパ・ママのうち、収入が高い方が人が特別児童扶養手当の【請求者】になります。

＜お子さんの条件＞ Point1

20歳未満で、身体もしくは精神に一定の障がいがある。

＜請求者の条件＞ 福岡市に住んでいる。

対象にならない児童

- ・ お子さんが日本に住んでいない。
- ・ お子さんが里親に委託されている、もしくは児童福祉施設等に入所している。
- ・ お子さんが障がいを理由とする年金給付を受けることができる。
- ・ 請求者もしくは扶養義務者の所得が所得限度額を超えている。

■所得制限限度額表

扶養親族等の数	受給者本人	扶養義務者(※1)・配偶者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人以上	以下380,000円ずつ加算	以下213,000円ずつ加算

(※1) 扶養義務者… 手当を申請する人と生計を同じくしている父母兄弟姉妹など

支給される金額

令和6年4月現在

区分	児童一人あたり(月額)
1級(重度障害)	55,350円
2級(中度障害)	36,860円

支払は年3回(4月・8月・11月)、4か月分の手当が振り込まれます。

手続きに必要なもの Point2

- 戸籍謄本
(請求者と対象のお子さんの、発行から1ヶ月以内のもの)
- 請求者名義の通帳
- 請求者の勤務先名、所在地、電話番号がわかるもの
- 障害に応じた特別児童扶養手当用の診断書
(発行から2ヶ月以内のもの)
- お子さんの障害者手帳・療育手帳(持っている人のみ)
- マイナンバーのわかるもの(父母・対象のお子さん分)
- 請求者の本人確認書類(運転免許証等)

※お子さんが別居している場合など、他にも必要書類がある場合があります。



手続きの流れ

- 1 住民生活課に来る・もしくは電話にてご相談ください。提出してもらう診断書は「特別児童扶養手当」用の診断書です。用紙をお渡しします。
- 2 かかりつけ医の病院で、主治医に診断書を書いてもらう。
- 3 必要書類が揃えば、住民生活課に提出してください。
- 4 提出された書類を兵庫県(中播磨健康福祉事務所)へ送ります。
- 5 兵庫県(中播磨健康福祉事務所)で、診断書を基に、基準に該当するか、所得が一定額を超えていないかを判定します。
- 6 判定の結果を町から通知します。
- 7 認定された場合は手当の支給が始まります。

POINT!

Point1 お子さんの障がいが特別児童扶養手当に該当するかどうかは、一度病院の先生に相談することをお勧めします。

Point2 必要書類には「発行日からの有効期限」があります。診断書はお医者さんに依頼してから、できあがるまで1ヶ月以上かかることも多くあります。先に戸籍謄本を用意してしまうと、診断書ができあがる頃には有効期限が過ぎてしまうことも…。まず診断書を用意してから戸籍謄本を用意しましょう。

- ・ 申請に必要な診断書作成費用は自己負担です。
- ・ 所得の限度額表、支給される金額は、令和5年(作成時点)の金額です。翌年度以降変更になる場合があります。

発達に心配のある・障がいのある子どものために

障害児福祉手当（兵庫県）



どんな制度？

重い障がいのため、日常生活において、常に介護を必要とする状態にある児童に対し、手当が支給されます。



対象となる児童は？

20歳未満で、次のいずれかに該当する児童が支給対象になります。

1. 両眼の視力の合計が 0.02 以下
2. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない
3. 両上肢の機能に著しい障がい有する
4. 両上肢のすべての指を欠く
5. 両下肢の用を全く廃した
6. 両大腿を2分の1以上失っている
7. 体幹の機能に座っていることができない程度の障がい有する
8. 1 から7 のほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が1 から7 と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用をすまることができない程度のもの
9. 精神の障がいであって、上記と同程度以上と認められる
10. 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が1 から9 と同程度以上と認められる程度のもの



対象にならない児童

- ・障がいを理由とする公的年金を受けられることができる方
- ・社会福祉施設に入所している方
- ・本人、配偶者又は扶養義務者の所得が一定額を超えている方

（単位：円、令和3年8月以降適用）

扶養親族等の数	受給資格者本人		受給資格者の配偶者及び扶養義務者	
	所得額	参考：収入額の目安	所得額	参考：収入額の目安
0人	3,604,000	5,180,000	6,287,000	8,319,000
1人	3,984,000	5,656,000	6,536,000	8,586,000
2人	4,364,000	6,132,000	6,749,000	8,799,000
3人	4,744,000	6,604,000	6,962,000	9,012,000
4人	5,124,000	7,027,000	7,175,000	9,225,000
5人	5,504,000	7,449,000	7,388,000	9,438,000

支給される金額

月額 15,220円（令和5年度時点）

※手当額は物価スライドにより改定があります。

※申請日の属する月の翌月から支給が始まります。

（毎年、2月、5月、8月、11月に、それぞれ前月分までまとめて）

手続きに必要なもの

- 障害児福祉手当（福祉手当）認定請求書
- 認定診断書（障がいにより診断書の種類が異なります）
- 障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届
- 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書
※該当者のみ提出してください。
- 債権者登録書
※受給者本人名義の預金口座を記入していただきます。
- 障害者手帳
※持っている方のみコピーをいただきます。
- 障害児福祉手当所得状況調査同意書
- 本人・配偶者・扶養義務者の個人番号の分かるもの

手続きの流れ

- 1 福祉課に来ていただいて相談、もしくは電話で相談をしてください。
- 2 児童のご様子を伺い、申請することで認定の可能性があるかどうか、確認を行います。
- 3 認定の可能性がある場合、窓口で申請の方法をお伝えし、必要な書類をお渡しします。
- 4 かかりつけの病院で、主治医に診断書を書いてもらいます。
- 5 請求書など申請に必要な書類を整えば、福祉課に提出します。
- 6 提出された書類を兵庫県（中播磨健康福祉事務所）へ送ります。
- 7 兵庫県（中播磨健康福祉事務所）で、診断書を基に、基準に該当するか、所得が一定額を超えていないかなど判定を行います。
- 8 判定の結果を町から通知します。
- 9 認定された場合は手当の支給が始まります。



ポイント！



- ・申請に必要な診断書作成費用は自己負担です。
- ・20歳になると、障害児福祉手当は終了します。
- ・20歳以上の方は、特別障害者手当の申請をご案内します。
※支給基準が異なり、条件が少し厳しくなります。
- ・認定された方は、毎年8月頃に所得状況届を提出していただきます。（福祉課から案内します）
- ・知的障がい、精神障がいの児童も対象になります。

発達に心配のある・障がいのある子どものために

重度心身障害者（児）介護手当



どんな制度？

日常生活において常時介護を必要とする状態にある方の介護者に対し、手当を支給します。



手当を受けられる人は？

居宅で6ヶ月以上臥床状態であり、常時介護を必要とするまたはこれと同様の状態であると認められる場合であって、5歳以上65歳未満の身体障害者手帳1・2級所持者または療育手帳A判定とされた方の介護者。

手続きに必要なもの

- 重度心身障害者（児）介護手当支給申請書※
- 重度心身障害者（児）介護手当支給該当確認書※
- 振込先連絡票※
- 身体障害者手帳（1・2級）または療育手帳（A判定）
- 預金通帳（介護者名義のもの）

※交付申請書等は福祉課でお渡しします。
（ホームページでも入手できます。）

申請時期

- ・ 居宅で6ヶ月以上臥床状態が続き、常時介護が必要な状態となった時から
- ・ 5歳未満児については、上記の状態であることに加え5歳到達後から



申請に関するお問い合わせ先

福祉課（役場1F緑の看板が目印）町民福祉係 ☎ 0790-22-0560（内線：365・353）

支給される金額

月額 17,000円

手続きの流れ

- ① 福祉課窓口で申請をしてください。申請書や身体障害者手帳等の確認並びに介護状態の聞き取りを行います。
- ② 町で審査をします。（審査には約1～5日間かかります）
- ③ 認定・不認定の決定を郵送で通知します。

※重度心身障害者（児）介護手当は、毎年6月に更新手続きが必要です。更新月が近づいたら、受給者の方へ更新案内を郵送しますので、書類が届いたら、速やかに福祉課窓口にて更新手続きを済ませてください。

受け取り時期

3ヶ月ごと（5月、8月、11月、2月）に（認定月の翌月分から）、指定の口座へ振込みします。

ポイント！

【資格喪失】

1. 障がい者（児）の死亡・転出
2. 3ヶ月を越えての入院・入所
3. 障がいの程度が支給対象に該当しなくなった
4. 介護者が介護しなくなった

※介護保険サービスを利用されている方は、支給額が月額10,000円に減額されます。



発達に心配のある・障がいのある子どものために

重度心身障害児年金



どんな制度？

20歳未満の障がいをお持ちの方へ対し、年金を支給します。



年金を受けられる人は？

3ヶ月以上町内に居住し、20歳未満で、身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定の方。

申請時期

- ・ 身体障害者手帳等の交付後から
- ・ 転入の場合、転入後3ヶ月後から

支給される金額

月額 17,000円

手続きに必要なもの

- ☐ 重度心身障害児年金交付申請書※
- ☐ 振込先連絡票※
- ☐ 身体障害者手帳（１・２級）または療育手帳（Ａ判定）
- ☐ 預金通帳（本人名義のもの）

※交付申請書等は福祉課でお渡しします。
（ホームページでも入手できます。）

手続きの流れ

- ① 福祉課窓口で申請をしてください。申請書や身体障害者手帳等の確認を行います。
- ② 町で審査をします。（審査には約１～５日間かかります）
- ③ 認定・不認定の決定を郵送で通知します。

申請に関するお問い合わせ先

福祉課（役場１Ｆ緑の看板が目印）町民福祉係 ☎ 0790-22-0560（内線：365・353）

受け取り時期

３ヶ月ごと（５月、８月、１１月、２月）に（認定月の翌月分から）、指定の口座へ振込みします。

ポイント！



【資格喪失】

- １．障がい者（児）の死亡・転出
- ２．障がいの程度が支給対象に該当しなくなった

※年金は認定の翌月分から 20 歳の誕生月分まで支給されます

※資格喪失要件に当てはまらない限り、更新手続き等は不要です



発達に心配のある・障がいのある子どものために

心身障害児童生徒就学援助金



どんな制度？

特別支援学校に通う児童・生徒の保護者に対し、就学援助金を支給します。



援助を受けられる人は？

視覚特別支援学校・聴覚特別支援学校・特別支援学校（幼稚部、小学部、中学部、高等部）に在学する児童・生徒の保護者であって、町内に住所を有する者。



支給される金額

月額 17,000円

手続きに必要なもの

- ☐ 心身障害児童生徒就学援助金支給申請書※
- ☐ 振込先連絡票※
- ☐ 在学証明書（就学先で取得）
- ☐ 預金通帳（保護者名義のもの）

※交付申請書等は福祉課でお渡しします。
（ホームページでも入手できます。）

申請時期

入学後、速やかに！

受け取り時期

３ヶ月ごと（５月、８月、１１月、２月）に（認定月分から）、指定の口座へ振込みします。

手続きの流れ

- ① 福祉課窓口で申請をしてください。申請書や在学証明書等の確認を行います。
- ② 町で審査をします。（審査には約１～５日間かかります）
- ③ 認定・不認定の決定を郵送で通知します。

※就学先が変更になった場合や進学される場合は、４月に手続きが必要です。毎年３月に受給者の方全員へ手続き案内を郵送しますので、書類が届いたら、上記に該当する方は速やかに福祉課窓口にて手続きを済ませてください。

ポイント！



【資格喪失】

- １．児童・生徒が死亡した場合
- ２．就学しなくなった場合
- ３．保護者が転出した場合
- ４．保護者が変更された場合
（町外在住の者になったとき）



申請に関するお問い合わせ先

福祉課（役場１Ｆ緑の看板が目印）町民福祉係 ☎ 0790-22-0560（内線：365・353）

発達に心配のある・障がいのある子どものために

障害児通所支援等（給付事業）



どんな制度？

障がいのある児童や発達に心配がある児童に、療育を提供する事業です。日常生活における基本的な動作を取得したり、集団生活に適應するための訓練など個別の療育プログラムを個別支援計画に基づき提供します。

サービスの利用に必要な費用

サービス料の1割を事業所等へ支払います。所得に応じて、利用者負担上限月額を定めています。それ以上の負担はありません。

所得を判定する世帯の範囲は、児童の保護者の属する世帯全員です。



区 分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1・2	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税所得割28万円未満の世帯	4,600円
	20歳未満の施設入所者で市町村民税所得割28万円未満の世帯	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯で、一般1に該当しない世帯	37,200円

サービスの内容

サービスの種類	サ ー ビ ス の 内 容
障がい児相談支援	- 障がい児を対象としたサービスを利用するために、個別支援計画を作成します。 - 利用しているサービスが適切か、改善点がないかモニタリングを行い、定期的にサービスの利用状況の確認を行います。
児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適應訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	- 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理の支援を行います。 - 上肢、下肢または体幹機能に障がいがあり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援等が必要と認められた児童を対象に、日常生活における適切な習慣を確立するための基本的な動作の指導、社会生活への適應訓練などを行うことと併せて、理学療法等の機能訓練や医療的管理に基づいた支援を行います。
放課後等デイサービス	- 授業の終了後や休日に生活能力向上のための訓練や社会との交流促進などの支援を行います。 - 幼稚園・大学を除く学校に就学している障がいのある児童や発達に特性のある児童を対象に、授業の終了後や休日に利用できるサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、外出が難しい児童を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適應訓練等の支援を行います。
認定こども園・小学校等訪問支援事業	認定こども園や小学校等を訪問し、集団生活への適應のための専門的な支援を行います。 ※正式名称は「保育所等訪問支援」ですが、分かりやすいように「認定こども園・小学校等訪問支援事業」という名称を使用しています。



対象となる児童は？

児童福祉法第4条第2項に規定する児童

- 身体に障がいのある児童
- 知的障がいのある児童
- 精神に障がいのある児童

（発達障害者支援法に規定する発達障がい児を含む）

※兵庫県では「発達障がい」と診断され、療育や日常生活上の支援が必要と認められた場合、療育手帳（B2）が発行されます。

製病患者に該当する児童

給付の対象となる児童かどうかを次の①～③のいずれかの方法により確認を行います。

- ① 障害者手帳
（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）
- ② 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類
- ③ 障害者手帳を持っていない、手当等を受給していない場合は、ふくさきこステーション（保健センター）や児童相談所等に意見を求めたり、主治医に診断書を作成してもらうなどの方法により、対象となるか確認を行います。

※診断がない場合でも障がいが想定され、支援の必要性を認めることができれば、対象となる場合があります。



・障害児福祉サービス利用者負担金助成事業

障害児通所支援事業を利用した費用について、町の助成制度により、全額補助されます。

対象者には、毎年3月下旬頃に、手続きの案内を送付します。

申請には、前年3月から2月までの12か月分の自己負担額を支払った事業所の領収書が必要ですので、保管をお願いします。

※町の独自の制度ですので、制度の内容が変更になる場合があります。

・手続きに必要なもの

- 申請に必要な書類は、福祉課でお渡しします。
(もしくは、手続きの案内と併せて郵送によりお送りします。)
- 相談支援事業所の相談員と相談しながら手続きが進むので、申請書の提出のサポートも受けることができます。

・サービスを利用するまでの流れ

- ① 相談員と一緒にサービスを利用するための計画書を作成します。
※この時、月にサービスを利用できる日数を決めます。
- ② 担当窓口へ、申請書を提出します。
※計画書は、相談員から直接担当窓口へ提出があります。
- ③ 申請書類を審査し、町から利用決定通知と、「福祉サービス受給者証」が送付されます。
- ④ 利用したい事業所に、「福祉サービス受給者証」を提示し、事業所と必要な手続きを行います。
- ⑤ 町から決められた日数の範囲内でサービスを利用します。
- ⑥ 月額負担上限額が発生する方は、事業所に利用料を支払います。
- ⑦ 原則、6か月に1回相談員と面談し、サービスの利用について効果を確認します。

未就学期の相談の流れ

未就学期は、体の発達や言葉・行動などコミュニケーション面で、発達が著しい時期です。ふくさきこステーションでは、1歳半や3歳児の定期検診があり、そこで発達の遅れなどが分かる場合があります。発達に課題があることが分かった場合、ふくさきこステーション(保健センター)やケアステーションかんざきなどで相談を行いながら、必要に応じて児童発達支援を利用することになります。

児童発達支援を利用する場合、ケアステーションかんざきの相談支援事業所を利用いただくことが多いです。



就学後の相談の流れ

就学後(小中高校)の12年間は、子どもの成長にとって大切な時期になります。学校での生活を送る中で、「授業中座って授業を受けることができない」、「友達とのコミュニケーションがうまく取れない」など発達に課題がある場合は、学校、ふくさきこステーション(保健センター)やケアステーションかんざきなどで相談を行いながら、必要に応じて放課後等デイサービスを利用することになります。放課後等デイサービスを利用する場合、ケアステーションかんざきの相談支援事業所を利用いただくことが多いです。



・近隣の事業所一覧

令和5年1月1日 時点

事業所名	住 所	問い合わせ先	サービス内容
ケアステーションかんざき	679-2414 神崎郡神河町栗賀町385番地	電 話：0790-32-1910 FAX：0790-32-1962	障害児相談支援 児童発達支援 放課後等デイサービス
福崎町障害相談支援センター	679-2201 神崎郡福崎町大貫446番地	電 話：0790-35-8575 FAX：0790-22-7024	障害児相談支援
相談支援事業所れいめい	679-2204 神崎郡福崎町西田原1408番地1 アイボリー館2階3号室	電 話：079-232-6500 FAX：079-264-3656	障害児相談支援
社会福祉法人中播福祉会香翠寮	679-2163 姫路市香寺町土師365番地1	電 話：079-240-6266 FAX：079-232-7250	障害児相談支援
共生型デイサービスケア Labo	679-2204 神崎郡福崎町西田原962番地	電 話：0790-22-7780 FAX：0790-22-7787	児童発達支援 放課後等デイサービス
こ こ ん	679-2212 神崎郡福崎町福田356番地3	電 話：0790-35-9181 FAX：0790-35-9181	放課後等デイサービス
こ こ な	679-2212 神崎郡福崎町福田322番地2	電 話：0790-20-4823 FAX：0790-20-4823	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援事業
ゆ う わ ・ あ い き	679-2313 神崎郡市川町西田中387番地	電 話：0790-20-4825 FAX：0790-20-4825	児童発達支援 放課後等デイサービス
つ な ぐ	679-2415 神崎郡神河町福本334番地	電 話：0790-32-0995 FAX：0790-32-0996	放課後等デイサービス
Andante (あんだんて)	679-2212 神崎郡福崎町福田184番地2	電 話：0790-27-8186 FAX：0790-27-8635	放課後等デイサービス

姫路市や加西市など、一覧表に掲載のない事業所も利用することができます。

「ケアステーションかんざき」での療育の様子



「共生型デイサービスケアLabo」での療育の様子



「ここな」での療育の様子



「ここん」での療育の様子



「Andante」での療育の様子



ポイント!



高校生になると、高校卒業後の進路のことも不安に思われる方も多いと思います。高校卒業後も福祉サービスの利用を検討されている場合、「ケアステーションかんざき」から「福岡県障害相談支援センター」へ相談員の交代（引継ぎ）が行われます。「福岡県障害相談支援センター」の相談員は、大人の方が利用できる福祉サービスをよく知っているため、切れ目なく福祉サービスのサポートを受けていただく体制ができています。

発達に心配のある・障がいのある子どものために

特定疾患通院交通費補助金



どんな制度？

指定難病・小児慢性の特定医療費受給者証をお持ちの方に、その疾病の通院治療にかかる交通費の一部を補助する制度です。



対象となる人は？

福崎町に住所があり、次の①～④のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 「特定医療費（指定難病）受給者証」又は「特定医療費（小児慢性）受給者証」を所持されている。
- ② ①による疾病のため、指定医療機関において通院治療を受けている（入院は除く）。
- ③ 生活保護法による医療扶助の移送等の給付を受けていない。
- ④ 重度障害者（児）福祉車両助成（※1）及び通院支援サービス（※2）を利用していない。



補助される金額

月額1,000円に、
受診した月数を乗じた金額を補助します。

補助対象期間

受給者証の有効期間内において、前年10月から当該年度の9月までの1年間とします。

申請期間

毎年10月1日～11月30日の間に受付を行います。

手続きに必要なもの

- 特定疾患通院交通費補助金支給申請書
- 「特定医療費（指定難病）受給者証」又は「特定医療費（小児慢性）受給者証」
※補助対象期間に有効なもの
- 指定医療機関で受診したことがわかる領収書
又は自己負担上限額管理表



手続きの流れ

＜前年度に補助金申請された方＞

毎年9月に福祉課から申請についてのご案内を郵送します。
同封している申請書と手続きに必要なものをご準備いただき、福祉課までお越しください。

＜初めて申請される方＞

申請期間中に手続きに必要なものをご準備いただき、福祉課にお越しください。特定疾患通院交通費補助金支給申請書をお渡しします。

補助金の支給方法

申請期間終了後、指定の口座へ振り込みいたします。
振り込みは、申請日翌月の月末となります。

ポイント！



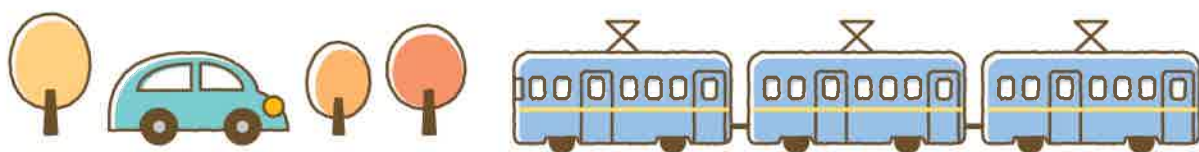
- 指定難病等の特定医療費受給者証の交付及び更新手続きは、福崎保健所です。期限が切れないように更新手続きをお願いします。

（※1）障害者手帳をお持ちの方で重度障がい者（児）に該当する場合は「重度障害者（児）福祉車両等助成」により、タクシー代又はガソリン代の一部を助成する制度があります。

（※2）概ね65歳以上で、通院のため、交通手段を利用することが困難、かつ、ご家族による移動手段の確保が難しい場合、タクシー代の一部を助成する制度があります。

申請に関するお問い合わせ先

福祉課（役場1F緑の看板が目印）町民福祉係 ☎ 0790-22-0560（内線：353・365）



発達に心配のある・障がいのある子どものために

自立支援医療費助成（①育成医療）



どんな制度？

育成医療は、身体に障がいのある18歳未満の児童または、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のある児童が、その障がいが確実に除去・軽減されると見込まれる手術等の治療を受ける場合の医療費の一部を公費で負担する制度です。



対象となる人は？

次の①～⑦のすべてを満たす必要があります。

- ① 保護者が福岡市に住所を有し、医療開始日において児童が18歳未満であること
- ② 現在機能障がいやを有する児童、または放置すると将来において機能障がいやを残すと認められる児童
- ③ 確実な治療の効果が期待できること
※②と③は、医師が作成する意見書で確認します。
- ④ 保険適用となる治療であること
- ⑤ 自立支援医療費の支給対象となる医療の内容であること
- ⑥ 指定自立支援医療機関で治療を受けること
- ⑦ 市町村民税所得割額が23万5千円未満であること、または高額治療継続者であること

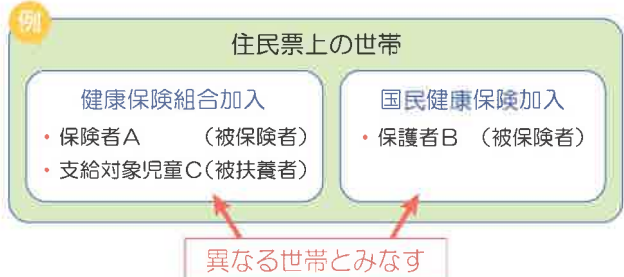
対象となる障がいの区分

- (1) 視覚障がい
- (2) 聴覚、平衡機能障がい
- (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい
- (4) 肢体不自由
- (5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障がい
ア：手術により、将来、生活能力を維持できる状態のものに限ることとし、いわゆる内科的治療のみのものは除く
イ：腎臓機能障がいに対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障がいに対する中心静脈栄養法、心臓機能障がいに対する心移植術後の抗免疫療法及び肝臓機能障がいに対する肝臓移植後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となる
- (6) 先天性の内臓の機能障がい（(5)に掲げるものを除く。）
手術により、将来、生活能力を維持できる状態のものに限ることとし、いわゆる内科的治療のみのものは除く
- (7) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい

自己負担について

原則、1割負担ですが、「世帯」の所得に応じて、月額自己負担上限額があります。

「世帯」とは、同じ医療保険に加入している家族を「世帯」とし、異なる医療保険に加入している場合、住民票や税法上の取扱いとは関係なく別の「世帯」となります。



※ 税法上、保護者Bが支給対象児童Cを扶養している場合であっても、医療保険が異なるので「別世帯」とみなします。

※ この場合、保護者Aの所得状況を確認し、所得区分を判定します。

高額治療継続者（重度かつ継続に該当する者）の要件について

以下のいずれかに該当する児童が、高額治療継続者（重度かつ継続に該当する者）です。

- ・心臓機能障がいやを有する者（心臓移植後の抗免疫療法に限る。）
- ・腎臓機能障がいやを有する者
- ・小腸機能障がいやを有する者
- ・肝臓機能障がいやを有する者（肝臓移植後の抗免疫療法に限る。）
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいやを有する者
- ・医療保険多数該当世帯

（育成医療の対象となる治療があった月以前の12か月以内に、医療保険において高額療養費が支給されている月数が3か月以上ある世帯）

手続きに必要なもの

- 自立支援医療（育成医療）支給認定書
- 自立支援医療（育成医療）意見書
- 個人番号を確認できるもの
（児童と、児童と同じ保険に加入している方）
- 児童の健康保険証
- 診断書料助成申請書
- 診断書料（文書料）領収書（原本）
- 振込先の通帳（児童もしくは保護者名義の通帳）



意見書作成に要した費用に対し、上限 3,000 円まで助成します。

所得と負担上限月額について

一定所得以下			中間的な所得		一定所得以上
生活保護世帯 (生活保護)	市町村民税非課税		市町村民税所得割 3.3万円未満 (中間所得層1)	市町村民税所得割 3.3万円以上 23.5万円未満 (中間所得層2)	市町村民税所得割 23.5万円以上 (一定所得以上)
	保護者収入 80万円以下 ※1 (低所得1)	保護者収入 80万円超 (低所得2)			
負担上限額 負担0円	負担上限額 2,500円/月	負担上限額 5,000円/月	※2 負担上限額 5,000円/月	※3 負担上限額 10,000円/月	育成医療の 対象外
			高額治療継続者(重度かつ継続に該当する者)		
			負担上限額 5,000円/月	負担上限額 10,000円/月	※4 負担上限額 20,000円/月

(※1) 保護者収入：地方税法上の合計所得金額、公的年金、特別児童扶養手当等の収入の合計額
世帯の収入の合計額で判定するのではなく、収入額が80万円を超える世帯員がいるかどうかで判定する。

(※2～4) 経過措置であるため、今後内容が変更となる可能性があります。

ポイント!



治療の内容や、世帯の所得の状況によっては、制度が利用できない場合があります。主治医と治療内容を相談しながら、早い段階での相談をお勧めします。

申請に関するお問い合わせ先

福祉課(役場1F 緑の看板が目印) 町民福祉係 ☎ 0790-22-0560 (内線: 353)

発達に心配のある・障がいのある子どものために

自立支援医療費助成(②精神通院医療)



どんな制度?

自立支援医療(精神通院医療)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。



対象となる方と障がいの例は?

精神障がい(てんかんを含みます)により、通院による治療を続ける必要がある程度の病状の方が対象となります。

- ・統合失調症
- ・うつ病、躁うつ病などの気分障がい
- ・薬物などの精神作用物質による急性中毒又はその依存症
- ・PTSDなどのストレス関連障がい
- ・パニック障がいなどの不安障がい
- ・てんかん
- ・アルツハイマー型認知症、血管性認知症 など

医療費の軽減が受けられる医療の範囲

精神障がいや、当該精神障がいに起因して生じた病態に対して、精神通院医療を担当する医師による病院または診療所に入院しないで行われる医療(外来、外来での投薬、デイ・ケア、訪問看護等が含まれます)が対象となります。



次のような医療は対象外となります!

- ・入院医療の費用
- ・公的医療保険の対象とならない治療、投薬などの医療(例: 病院や診療所以外でのカウンセリング)
- ・精神障がいと関係のない疾患の医療費

本制度で医療を受けられる医療機関や薬局

本制度による医療費の軽減が受けられるのは、兵庫県が指定した「指定自立支援医療機関」(病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション)で、受給者証に記載されたものに限られています。自立支援医療を受けるときには、その都度交付された自立支援医療受給者証と自己負担上限額管理票を医療機関に提示してください。

現在通院している医療機関や通院を希望する医療機関等が指定されているかどうかは、医療機関におたずねいただくか、県精神保健福祉センター、兵庫県の担当課にお問い合わせください。

医療費の自己負担

- (1) 一般の方であれば公的医療保険で3割の医療費を負担しているところ、1割に軽減されます。
- (2) この1割の負担が過大なものとならないよう、1ヶ月あたりの負担には世帯※1の所得に応じて上限が設けられています。
- ※1 ここでいう「世帯」とは、通院される方と同じ健康保険などの公的医療保険に加入する方を同一の「世帯」として捉えています。
- (3) さらに、統合失調症などで、医療費が高額な治療を長期間にわたり続けなければならない方（本制度では「重度かつ継続※2」と呼びます）で、市町村民税課税世帯の方は、通常とは別に負担上限月額が定められ、負担が軽減されます。
- ※2 「重度かつ継続」の対象者は次のいずれかに該当する方です。

◎ 医療保険の「多数回該当」の方（直近12ヶ月間に、国民健康保険などの公的医療保険の「高額療養費」の支給を3回以上受けた方）

①～⑤の精神疾患の方

- ① 症状性を含む器質性精神障がい
（例）高次脳機能障がい、認知症 など
- ② 精神作用物質使用による精神及び行動の障がい
（例）アルコール依存症、薬物依存症 など
- ③ 統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい
- ④ 気分障がい（例）うつ病、躁うつ病 など
- ⑤ てんかん

◎ 3年以上精神医療を経験している医師から、情動及び行動の障がいまたは不安及び不穏状態を示すことから入院によらない計画的かつ集中的な精神医療（状態の維持、悪化予防のための医療を含む）が続けて必要であると判断された方

以上を図にすると以下のとおり

所得区分 (医療保険の世帯単位)		負担上限月額	
		一般	重度かつ継続
一定所得以上	市町村民税所得割 235,000円以上	対象外	20,000円
中間所得2	市町村民税所得割 33,000円以上 235,000円未満	総医療費 の1割	10,000円
中間所得1	市町村民税所得割 33,000円未満		5,000円
低所得2	市町村民税非課税 (低所得1を除く)	5,000円	
低所得1	市町村民税非課税 (本人又は保護者の年収 80万円以下)	2,500円	
生活保護	生活保護世帯	0円	

福崎町国民健康保険に加入されている方については、障害者総合支援法58条により、自己負担はなしとなっています。

手続きに必要なもの

- 自立支援医療費支給認定申請書 ※
- 診断書（自立支援医療用）
- 同じ医療保険世帯の方の所得の状況等が確認できる資料
（課税証明書、障害年金などの振り込み通知書など）※3
- 健康保険証
- 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの
- 心身障害者手帳交付等申請用診断書料助成金交付申請書 ※
- 診断書を作成した際の領収書の原本

（※3）福崎町で必要なデータを把握できる場合は、必要な書類の提出が省略できる場合があります。

※交付申請書は福祉課でお渡しします。

（ホームページでも入手できます。）

受給者証の有効期間

受給者証の有効期間は1年以内です。有効期間終了後も引き続き自立支援医療を受ける場合は更新が必要になります。有効期間終了の3ヶ月前から更新申請が可能です。病態や治療方針に変更がなければ、2回に1回は医師の診断書の省略ができます。更新の際は自立支援医療受給者証の原本もお持ちください。



ポイント!



精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方については、手帳と自立支援医療とを同時に申請することができます。その場合は、手帳用の診断書で自立支援医療の診断書を兼ねることができます。（自立支援医療の診断書で手帳の申請をすることはできません）



発達に心配のある・障がいのある子どものために

日常生活の援助制度

① 重度障害者（児）日常生活用具給付制度



どんな制度？

障がいのある方、難病患者の方に対し、日常生活における福祉用具の購入費用の9割～10割を助成します。



対象となる人は？

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・ 難病患者の方



負担はどうなるの？

日常生活用具の給付を受ける際には、1割の利用者負担が必要です。ただし、市町村民税非課税世帯、生活保護世帯の方は無料。（基準額を超える場合は、超過負担額の支払いが必要です）

区 分	負担割合	世帯の収入状況
生活保護	負担なし	生活保護世帯に属する者
非課税	負担なし	市町村民税非課税世帯
一 般	1 割	市町村民税課税世帯

※世帯の範囲は、「本人と配偶者」となります。ただし、障がい児の場合は、「保護者の属する住民基本台帳での世帯」となります。
※市町村民税所得割額が46万円以上の場合は、支給対象外です。

手続きに必要なもの

- 日常生活用具給付申請書※
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳または特定医療費（指定難病）受給者証
- 購入する日常生活用具の仕様（カタログなど）

※交付申請書等は福祉課でお渡しします。
（ホームページでも入手できます。）

日常生活用具の種目例

用 具	種 目（代表例）
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、酸素ボンベ運搬車
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ
住宅改修費	住宅改修

申請時期

必ず購入前に申請してください！

購入後の助成はできませんのでご注意ください。

手続きの流れ

- ① 福祉課窓口にて申請書類を提出します。申請書類には、必要な日常生活用具や希望の医療機器業者をご記入いただきます。
- ② 申請書類をもとに、町から医療機器業者へ見積書の提出を依頼します。
- ③ 町が申請書及び見積書を基に審査を行い、支給・不支給の決定通知を申請者へ送るとともに、支給決定の場合、医療機器業者へ給付券を交付します。
- ④ 支給券を基に、医療機器業者が申請者宅へ日常生活用具を届けます。用具を受領する際、支給決定通知に記載された利用者負担額を医療機器業者へ支払います。

ポイント！



どのような日常生活用具が必要となるのかを、申請の前に主治医や医療機器業者とよく相談していただくことが大切です。

また、手続きには2週間ほど要しますので、申請はお早めに。

申請に関するお問い合わせ先

福祉課（役場1F 緑の看板が目印）町民福祉係 ☎ 0790-22-0560（内線：365・353）



発達に心配のある・障がいのある子どものために

日常生活の援助制度

②小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付



どんな制度？

小児慢性特定疾病の児童に対し、日常生活における福祉用具の購入費用の助成を行います。



対象となる人は？

兵庫県が発行する「特定医療費（小児慢性）受給者証」をお持ちの児童です。

日常生活用具の種類

※まずはご相談ください。

種 目	対 象 者	性 能 等
便 器	常時介助を要する児童	児童が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある児童	皮膚のただれや傷の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特 殊 便 器	上肢機能に障がいのある児童	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。
特 殊 寝 台	寝たきりの状態にある児童	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な児童	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。
		ア 児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
		イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する児童	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
特 殊 尿 器	自力で排尿できない児童	尿が自動的に吸引されるもので、児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある児童	介助者が児童に体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車 椅 子	下肢が不自由な児童	児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する児童	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある児童	児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい児童	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある児童	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある児童	児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な児童	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（畜便袋）	人工肛門を造設した児童	児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（畜尿袋）	人工膀胱を造設した児童	児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
人 工 鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な児童	児童又は介助者が容易に使用し得るもの。



負担はどうなるの？

世帯の課税額により自己負担額が決まります。

【世帯の範囲】

保護者の属する住民基本台帳での世帯

区 分	負担割合	自己負担額
A 階 層	生活保護世帯	負担なし
B 階 層	A階層を除き、 市町村民税非課税世帯	1,100円
C 階 層	A階層及びB階層を除き 市町村民税均等割の額のみ課税世帯	2,250円
D 階 層	A階層及、 B階層及びC階層を除き 市町村民税課税世帯	2,900円～全額負担 ※所得割額により、 20段階で自己負担額が 決まります。

ポイント！



福祉用具を購入する場合、まず助成の対象が確認をしてください。先に福祉用具を購入してしまうと、助成を受けることはできないので、お早目の相談をお勧めいたします。

手続きに必要なもの

- 日常生活用具給付申請書
- 診断書（主治医が作成するもの）
- 商品の見積書・商品のカタログ
（商品を購入する業者に見積書の作成依頼をしてください）
- 特定医療費（小児慢性）受給者証

※必ず、購入前に申請をしてください。

手続きの流れ

- ① 福祉課に来ていただいて相談、もしくは電話で相談をしてください。
- ② 「特定医療費（小児慢性）受給者証」の所持を確認した後、購入したい福祉用具の種類を確認します。
- ③ 給付対象になることが確認できた後、申請に必要な書類をお渡しします。（郵送もできます）
- ④ かかりつけ医の病院で、主治医に診断書を書いてもらいます。
- ⑤ 必要な書類が整えば、福祉課に提出します。
- ⑥ 判定の結果を町から通知します。
- ⑦ 業者から福祉用具を受け取り、決められた自己負担額を業者に支払います。



申請に関するお問い合わせ先

福祉課（役場1F 緑の看板が目印）町民福祉係 ☎ 0790-22-0560（内線：353）



発達に心配のある・障がいのある子どものために

日常生活の援助制度

③身体障害者（児）補装具費支給制度



どんな制度？

身体上の障がいを補うための補装具の購入費用、修理費用の9割または全額を支給します。



対象となる人は？

- ・身体障害者手帳所持者
- ・難病患者で、一定の基準を満たす方



負担はどうなるの？

補装具費の支給を受ける際には、1割の利用者負担が必要です。ただし、市町村民税非課税世帯、生活保護世帯の方は無料。（超過負担額は支払いが必要です）

区 分	負担割合	世帯の収入状況
生活保護	負担なし	生活保護世帯に属する者
非課税	負担なし	市町村民税非課税世帯
一 般	1 割	市町村民税課税世帯※

※世帯の範囲は、「本人と配偶者」となります。ただし、障がい児の場合は、「保護者の属する住民基本台帳での世帯」となります。

※市町村民税所得割額が46万円以上の場合は、支給対象外です。

補装具の種目例

障がいの種類	種 目（代表例）
肢体不自由	義肢（義手、義足）、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ
視覚障がい	盲人安全つえ、義眼、眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡）
聴覚障がい	補聴器

※介護保険制度を利用できる場合、介護保険の福祉用具貸与が優先されます。

手続きに必要なもの

- 補装具費（購入・修理）支給申請書（窓口またはホームページで入手）
 - 身体障害者手帳または特定医療費（指定難病）受給者証
 - 補装具費支給意見書（指定医師が作成）
 - 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの
 - 購入する補装具の仕様（カタログなど）、見積書
- ※交付申請書等は福祉課でお渡しします。（ホームページでも入手できます。）

申請時期

必ず購入前に申請してください！

購入後の助成はできませんのでご注意ください。

手続きの流れ

＜新規購入＞

- 福祉課窓口にて申請書類を提出します。申請書類には、必要な補装具や希望の医療機器業者をご記入いただきます。
 - 申請書類を基に、町が申請者と面談を行ったうえで、補装具費支給調査書を作成します。
 - 補装具費支給調査書及び補装具費支給意見書を判定機関（兵庫県身体障害者更生相談所）へ送付し、支給判定を依頼します。
 - 判定依頼に基づき、判定機関（兵庫県身体障害者更生相談所）が、判定書を交付します。
 - 判定書を基に町が審査を行い、支給・不支給の決定通知を申請者へ送るとともに、支給決定の場合、医療機器業者へ支給券を交付します。
 - 医療機器業者が申請者宅へ補装具を届けます。補装具を受領する際、支給決定通知に記載された利用者負担額を医療機器業者へ支払います。
- ※新規購入の場合、手続きには2～3週間程度要しますので、申請はお早めに。」

＜再購入・修理＞

- 福祉課窓口にて申請書類を提出します。申請書類には、必要な補装具や希望の医療機器業者をご記入いただき、希望する補装具の見積書・仕様（カタログ）を添付してください。
- 申請書類及び見積書を基に町が審査を行い、支給・不支給の決定通知を申請者へ送るとともに、支給決定の場合、医療機器業者へ支給券を交付します。
- 医療機器業者が申請者宅へ補装具を届けます。補装具を受領する際、支給決定通知に記載された利用者負担額を医療機器業者へ支払います。



ポイント！



どのような補装具が必要となるのかを、申請の前に主治医や医療機器業者とよく相談していただくことが大切です。

発達に心配のある・障がいのある子どものために

日常生活の援助制度

④障害児訪問入浴サービス



どんなサービス？

専用の入浴車と浴槽を用いてご自宅で入浴できるサービスです。



対象となる人は？

次のすべてに該当する方が対象となります。

- ・身体障害者手帳1級、2級または療育手帳A判定の手帳をお持ちの児童
- ・主治医が入浴可能と認めた児童
- ・家庭において入浴することが困難な児童



負担はどうなるの？

児童の世帯の区分	月額上限利用負担額
児童の保護者の属する世帯全員の市町村民税が非課税	0 円
18歳以上の場合は、本人と配偶者の市町村民税が非課税	0 円
生活保護法による被保護世帯	0 円
上記以外の世帯	4,600円 (18歳以上は9,300円)

サービス内容

週1回以内の範囲で利用ができます。

(アサヒサンクリーン株式会社に委託しています。)

手続きに必要なもの

- ☐ 訪問入浴サービス事業利用申請書
- ☐ 訪問入浴サービス事業利用診断書
- ☐ 障害者手帳



手続きの流れ

- 1 福祉課にて相談、もしくは電話で相談をしてください。
- 2 児童のご様子を伺い、訪問入浴サービスをご利用いただける要件を満たしているかどうか、確認を行います。
- 3 要件を満たしている場合、申請に必要な書類をお渡しします。
- 4 かかりつけ医の病院で、主治医に診断書を書いてもらいます。
- 5 申請書、診断書、障害者手帳を提出してください。
- 6 後日、町から決定（もしくは却下）通知を郵便でお送りします。
- 7 決定された場合、アサヒサンクリーン株式会社と必要な手続きを行います。
- 8 訪問入浴サービスを利用します。
- 9 月額上限利用者負担がある場合は、アサヒサンクリーン株式会社に支払います。

ポイント！



家庭での入浴が難しい場合、生活上での困りごとが他にもあると思います。生活全般の困りごとや、将来のことなどご相談ください。

申請に関するお問い合わせ先

福祉課（役場1F緑の看板が目印）町民福祉係 ☎ 0790-22-0560（内線：353）



発達に心配のある・障がいのある子どものために

日常生活の援助制度

⑤ 重度障害者（児）福祉車両等助成



どんな制度？

重度障がいを持つ方を対象に、タクシー利用券または車両維持経費（ガソリン代）のどちらかを選択していただき、助成する制度です。



対象となる人は？

対象となるのは、福崎町内に住所がある在宅の方のうち、以下の等級の障害者手帳をお持ちの方です。

- 身体障害者手帳 1級および2級
- 療育手帳 A判定
- 精神障害者保健福祉手帳 1級



※助成には所得制限があります。

※車両維持経費での助成を希望される方については、本人または同居のご家族が免許証を持ち、運転している場合に限りです。

※ただし、心身障害者施設等通園補助金または特定疾患者通院交通費補助金（P58をチェック）を受給している方は、重複して助成を受けることができません。

助成の内容

（タクシー利用券の場合）

1枚500円の利用券を1か月あたり4枚支給します。
利用券は1年分を2回に分けて、郵送でお届けします。（4月、6月）

（車両維持経費の場合）

以下の金額を、3か月ごとに指定の口座へお振り込みします。
（6月、9月、12月、3月）

対象者が自ら運転する場合	2,500円/月 本人、配偶者、および扶養義務者が市町村民税非課税の場合… 5,000円/月
対象者のご家族が運転する場合	2,000円/月 本人、配偶者、および扶養義務者が市町村民税非課税の場合… 5,000円/月

手続きに必要なもの

（タクシー利用券の場合） ☐ 申請書

（車両維持経費の場合）

- ＜本人運転＞ ☐ 申請書 ☐ 対象者の運転免許証
- ☐ 振込先の通帳 ☐ 対象者名義の車検証
- ＜家族運転＞ ☐ 申請書
- ☐ 対象者または同居家族名義の車検証
- ☐ 振込先の通帳

所得制限について

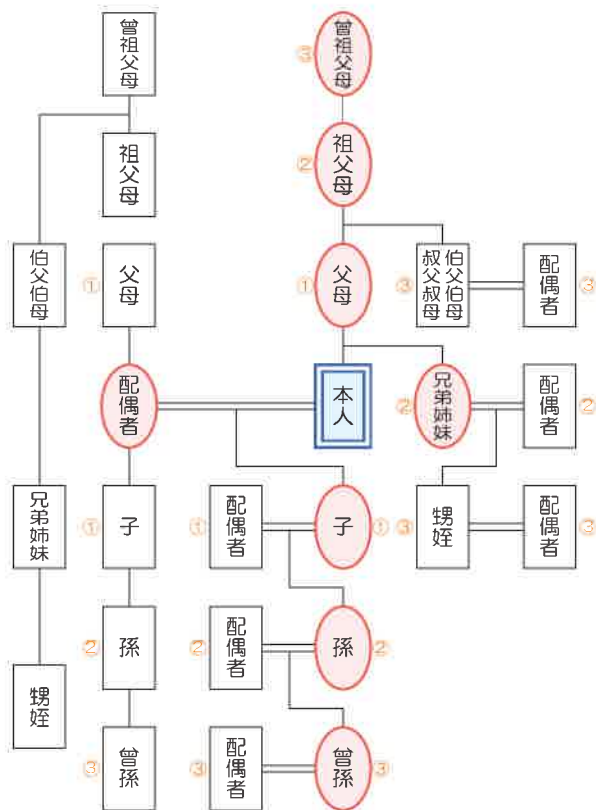
所得確認対象者の市町村民税・所得割額の合計額が23万5千円以上の場合、助成の対象外となります。

◆所得確認対象者について

住民基本台帳上の世帯のうち、手帳所持者およびその扶養義務者の市町村民税・所得割額を確認します。

（下図の○で囲んでいる方）

※世帯分離している場合も含まれます。



申請時期

1年に1度、申請が必要になります。

毎年6月頃に、対象となる障害者手帳を所持されている方へ案内と申請書をお送りします。助成を希望される場合には、手続きをしてください。申請書はホームページからも入手できます。

ポイント！

この制度とは別に、タクシーやバス、電車の利用時に障害者手帳を提示することで、運賃などの割引を受けられることがあります。

※会社によって取り扱いが異なる場合もあるため、各自でご確認ください。

発達に心配のある・障がいのある子どものために

福崎町手をつなぐ育成会ってな～に？

様々な活動を通じて、障がいのある方の「今」だけでなく、「将来」を作る活動をしています。



福崎町手をつなぐ育成会とは？

知的に障がいをもつ子の保護者として、「私たちがいなくなったらこの子は…」「今が精一杯で先のことまで考えられない」「家族の気持ちを共感してもらえない」そんな想いがあります。

福崎町手をつなぐ育成会では、様々な活動を通じて、障がいのある方の「今」だけでなく、「将来」を作る活動をしています。



対象となる人は？

- ・ 福崎町手をつなぐ育成会の会の目的に賛同していただける方
- ・ 会員は、この会の目的に賛同する知的障がいなどの子どもの保護者です

会の目的

知的障がいがある方と家族が集まり、仲間づくり、社会参加の促進、情報共有、提言や啓発、勉強会などを通じて安心して幸せに暮らすための社会づくりをめざします。

活動内容

- ・ 親睦会やイベントの開催
- ・ 兵庫県や中播磨地区手をつなぐ育成会との交流会や研修会の開催
- ・ 運動会などのレクリエーションの開催
- ・ 相談員との懇話会、相談会の開催
- ・ 各種行政、学校、福祉施設などの情報提供、など

年会費

年会費：1世帯につき、3,200円

(県会費2,000円、町会費1,200円)

会員数

36世帯 85人 (令和5年4月1日時点)



手続きの流れ

入会希望・会活動の見学希望の方は、下記までご連絡ください。

福崎町手をつなぐ育成会事務局
(福崎町社会福祉協議会内)

〒679-2215 神崎郡福崎町西治474番地6

TEL：0790-23-0300

FAX：0790-23-0322

Mail：fukusyakyo@mx2.wt.tiki.ne.jp



ポイント!



会員の方は、会の活動・運営に携わっていただきます。情報交換や、親睦・交流会を行います。また、野外活動や研修会、ブロック活動や会のイベントに参加いただけます。

発達に心配のある・障がいのある子どものために

お子様を扶養されているお父さん・お母さんへ 税金の軽減・減免制度を紹介します



★軽減制度（所得税・住民税）★



どんな制度？

障害者手帳（以下「手帳」）をお持ちのお子様を税金上の扶養とすれば、所得税や住民税が下がる可能性があります。



対象となる人は？

- ・手帳をお持ちのお子様を扶養される方
- ・所得税や住民税が課税されている方

内 容

所得税や住民税の所得控除として障害者控除があります。年末調整や確定申告でこの控除を申告されることで税金が下がる可能性があります。

軽減される金額

障害者控除の種類	要 件	所得税 控除額	住民税 控除額
障害者控除	身体障害者手帳3～6級	27万円	26万円
	療育手帳B1～B2		
	精神障害者保健福祉手帳2～3級など		
特別障害者 控除	身体障害者手帳1～2級	40万円 (75万円)	30万円 (53万円)
	療育手帳A		
	精神障害者保健福祉手帳1級など		

上記の額は、所得から控除される金額ですので、軽減される税金の額はこの控除額に税率をかけた金額です。

※（ ）内は、同居の場合の控除額です。

手続きに必要なもの

- 年末調整や確定申告時に手帳をご提示ください。
（年末調整については、必要書類等、各事業所でご確認ください。）

申告時期と申告場所

＜年末調整＞ 10～12月に提出。時期は事業所により異なります。

＜確定申告＞ 2月16日～3月15日に申告。

姫路税務署又は福崎町役場の申告会場。

※各申告会場での担当者にご確認ください。

◎このほか、おうちのパソコンやスマートフォンでもできます。

ポイント!



16歳未満のお子様で扶養控除が0円でも、障害者控除は申告できます！

※確定申告に必要な書類等は税務課でお渡しします。（国税庁ホームページでも入手できます。また、「確定申告書等作成コーナー」で申告書作成もできますのでぜひご利用ください。）

★減免制度（軽自動車税・自動車税）★



どんな制度？

手帳をお持ちのお子様と同一生計で、そのお子様のために継続的に使用される自動車であれば、軽自動車税や自動車税が減免されます。



対象となる人は？

手帳をお持ちのお子様のために使用される自動車を取得又は所有されている方。ただし、減免できる自動車は障がいのある方1人に対して1台です。

内 容

申請されることで対象の自動車の税金が減免されます。

- ・軽自動車税種別割は税務課へ申請してください。
- ・自動車税種別割と自動車税環境性能割は県税事務所へ申請してください。

減免される金額

障がいの種類や程度、所有形態に応じて減免割合が異なります。

手続きに必要なもの

- 減免申請書、添付書類
（自動車の運転・所有形態によって異なりますのでお問い合わせください。）

申告時期

軽自動車税	自動車税		
	種 別 割		環境性能割
	新車を購入	すでに保有・減免理由の変更	
4月1日から納付期限まで	登録（取得）時	4月1日から納付期限まで	登録（取得）時

※年度の途中で手帳の交付を受けた場合や減免事由に該当していたが申請期限までに申請しなかった場合 … その年度の2月末日まで。申請の翌月以降の月数に応じて、年税額の月割相当額を減免します。

申告場所

- 【軽自動車税種別割】 → 福崎町税務課
- 【自動車税種別割】 → 姫路県税事務所
- 【自動車税環境性能割】 → 姫路県税事務所

※ 軽自動車の減免申請書は税務課でお渡しします。
（ホームページでも入手できます。）

◎住民税・軽自動車税種別割 税務課（役場1Fオレンジの看板が目印）住民税係・管理係
☎ 0790-22-0560（内線343～345）

◎所得税 姫路税務署 ☎ 079-282-1135（代表）

◎自動車税種別割 自動車税環境性能割 姫路県税事務所 ☎ 079-281-3001（代表）

申請に関するお問い合わせ先